

一般社団法人大学コンソーシアム熊本第41回理事会議事録

- 1 理事会の決議があったものとみなされた日 令和5年11月16日
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事
代表理事（会長） 細江 守紀
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事
代表理事（会長） 細江 守紀

第1号議案 代表理事（副会長）1名の選任の件

中山崇城大学長（当時）が、学長職の退任とともに本コンソーシアム熊本の理事及び代表理事（副会長）を辞任され、社員総会において新しい理事に崇城大学長である小野長門氏が選任されたことに伴い、堤裕昭総務担当理事を代表理事（副会長）に選任し、大学コンソーシアム熊本役員等の選任に関する規則第4条第2項により、副会長は業務執行理事を兼ねることができないため、総務担当理事に崇城大学長である小野長門氏を選定したい旨を議場に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決した。

令和5年11月8日、代表理事（会長）細江守紀氏が理事全員に対して上記理事会の決議目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和5年11月16日17時、理事全員から書面による同意の意思を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び同法施行規則第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成する。

令和5年11月16日

熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
一般社団法人大学コンソーシアム熊本
議事録作成理事 代表理事（会長） 細江 守紀